

**「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例
(通称：景観支障防止条例)」の改正（案）の概要**

1 改正の背景

和歌山県では、著しく劣悪な建築物等の景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、平成24年1月に「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、現に使用されていない建築物等を対象に、景観上支障となる廃墟にしないように最低限の規範として、「①建築物等の外観が周辺の良い景観に対して支障とならないよう適切に維持保全をするように努めなければならないという建築物所有者等の責務」、「②建築物等の外観については、著しい破損、腐食等により、周辺の良い景観と著しく不調和な状態（景観支障状態）であってはならないという建築物等の状態の規制」を定めており、この条例に基づき、県民の生活に密着した景観の保全に努めてきました。

近年、県内全域で人口減少や少子高齢化の急速な進展により、空き家の増加や景観の悪化が進んでいることを受け、市町村や地域住民と連携した景観まちづくりに取り組んでいく一環として、県民の生活環境を阻害する景観支障状態の建築物等の発生を未然に防止し、良い景観を保全するため、景観支障防止条例の一部改正を行い、適正な維持保全がなされず、外観が将来において景観支障状態になるおそれのある状態（管理不全状態）にある建築物等への対策を新たに盛り込み、予防保全型の仕組みを導入します。

2 改正（案）の概要

次の内容を条例に規定します。

（1）県の責務について

○県は、良い景観の保全に関する施策、市町村の施策及び県民の取組に対する必要な措置、県民に対する良い景観の保全の必要性の啓発の実施

（2）県民の責務について

○県民は、それぞれの地域の個性及び特色に応じ、良い景観を保全

(3) 市町村及び県民との連携について

○県は、良好な景観の保全のため、市町村及び県民と連携

(4) 建築物等の外観の維持保全について

○知事は、管理不全状態にある建築物等の所有者等に対し、当該状態を改善するために必要な措置をとることを助言又は指導することができる

- ・管理不全状態とは、適正な維持保全がなされず、外観が将来において景観支障状態になるおそれのある状態であり、外観の破損や腐食等により、周辺の良い景観に対して著しく不調和となるおそれのある状態として、和歌山県景観審議会の意見を聴いた上で総合的に判断するものとする

(5) 和歌山県景観行政会議について

○良好な景観の保全施策に関する協議及び連絡調整のため、県と関係市町村等で構成する和歌山県景観行政会議を設置

3 改正予定時期

和歌山県景観審議会に諮問の上、条例改正議案を提出予定